

---

## 令和4年第7回川場村議会定例会会議録第1号

---

令和4年11月30日（水曜日）

---

### 議事日程 第1号

令和4年11月30日（水曜日）午前 9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番・4番）
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 諸般の報告
  - 日程第 4 陳情文書表について
  - 日程第 5 一般質問
  - 日程第 6 議案第53号 川場村議会議員及び川場村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 7 議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 8 議案第55号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 9 議案第56号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第10 議案第57号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第11 議案第58号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第12 議案第59号 川場村個人情報保護法施行条例について
  - 日程第13 議案第60号 川場村情報公開・個人情報保護審査会条例について
  - 日程第14 議案第61号 川場村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第15 議案第62号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第5号）について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（6人）

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 小菅秋雄君 | 4番  | 飯塚貞次君 |
| 6番 | 細谷市衛君 | 7番  | 星野孝之君 |
| 9番 | 新木敏郎君 | 10番 | 角田文雄君 |

欠席議員（4人）

|    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 津久井俊雄君 | 2番 | 角田宣治君  |
| 5番 | 丸山敏雄君  | 8番 | 黒田まり子君 |

---

説明のため出席した者

|           |        |        |       |
|-----------|--------|--------|-------|
| 村長        | 外山京太郎君 | 副村長    | 宮内実君  |
| 教育長       | 宮内伸明君  | 総務課長   | 角田圭一君 |
| 住民課長      | 安藤秀昭君  | 健康福祉課長 | 小林巧君  |
| むらづくり振興課長 | 戸部正紀君  | 田園整備課長 | 栗原達也君 |
| 教育委員会事務局長 | 布施伸一郎君 | 会計管理者  | 春原久代君 |

---

事務局職員出席者

|      |     |    |      |
|------|-----|----|------|
| 事務局長 | 今井忠 | 書記 | 田中玲子 |
|------|-----|----|------|

## ◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和4年第7回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（角田文雄君） おはようございます。

議会傍聴人の皆様、大変ご苦労さまでございます。

定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第7回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には年末を控え公私とも誠にご多忙のところご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会におきまして、条例の一部改正、一般会計補正予算案などの議案の提出が予定されておりますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正妥当な議会に達せられますよう切望するとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

---

## ◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日はご多忙の中、多くの傍聴の皆さんにご参加いただきまして、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

議会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第7回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、角田議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

本年10月に栃木県で開催された全国障害者スポーツ大会において、本村生品の金沢詩織さんが、陸上200メートルで金メダル、100メートルで銀メダル、男女混合400メートルリレーで金メダルという、素晴らしい成績を残されました。川場中学校に在籍した当時も、各種大会で活躍をされており、全国大会での上位入賞は川場村にとってこの上ない喜びであり、村民一同心から拍手を送りたいと思います。金沢詩織さんには、さらなるご活躍をご期待申し上げますところでございます。

川場小金管バンド川場キッズであります。西関東大会で金賞となり、西関東を代表して全日本小学校バンドフェスティバルへ参加をいたしました。今月の19日、大阪城ホールで開催された全国大会では、日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し、銀賞を受賞することができました。11年連続の全国大会出場であり、児童や保護者、また応援くださいました村民とともに喜びを共にしたところであります。また、議長、総務文教常任委員長、教育委員の皆様には、沿路応援に駆けつけていただきましたことに、心より感謝を申し上げます。子供たちにはこの経験を糧に、さらなる活躍が期待されると

ころであります。

先週11月22日、村の冬季観光の代表格である川場スキー場において、安全祈願及び降雪祈願祭が執り行われました。ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済が疲弊していましたが、ワクチン接種やコロナ対応の変化により、以前の社会に戻りつつあります。川場スキー場は、村内の経済に大きな影響を与える冬季の観光産業であり、村民の雇用の場をはじめ、入り込み客により宿泊施設や飲食店などの増益にもつながり、地域経済へも波及効果が期待されるところであります。

コロナ対策として、第5回目の集団接種を12月3日から12月28日にかけて実施いたします。インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行がささやかれておりますが、村民皆様には健康で新年が迎えられるよう、感染防止対策にご協力をいただきますよう、改めてお願いするところであります。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の制定3件、条例の一部改正9件、一般会計補正予算1件、専決処分の承認3件、その他2件の合わせて18件であります。いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

---

## ◎開会・開議

午前9時06分開会・開議

○議長（角田文雄君） ただいまの出席議員数は6名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第7回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（角田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において3番小菅秋雄君、4番飯塚貞次君を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（角田文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月6日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月6日までの7日間に決定いたしました。

---

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（角田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今月11月9日、東京都渋谷区ミーティングスペースApにおいて、群馬県町村議会議長会の臨時総会が開催され、監事の補欠選任について、みなかみ町の石坂武議長が選任され、承認となりました。そのほか令和3年度事業報告が了承されるとともに、令和3年度歳入歳出決算が認定となりました。

同日、NHKホールにおいて、第66回町村議会議長全国大会が開催され、出席いたしました。議事においては数多くの要望、決議、特別決議が満場一致で決定しました。詳細につきましては、お手元にお配りしましたのでご覧ください。

その後、豪雪地帯町村議会の議長全国大会が開催され、8項目が決議されました。

また、閉会中、産業振興常任委員会から調査のため、委員派遣承認の要求があり、お手元に配付しておきました承認一覧表のとおり承認いたしました。

本日の会議は1番津久井俊雄議員、2番角田宣治議員、5番丸山敏雄議員、8番黒田まり子議員より、欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第4 陳情文書表について

○議長（角田文雄君） 日程第4、陳情文書表についてを議題といたします。

お手元に配付してあります陳情文書表について、所管の委員会に付託し、十分に審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 受理番号4番を総務文教常任委員会に付託いたします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

それでは、よろしく願いいたします。

---

### ◎日程第5 一般質問

○議長（角田文雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

9番新木敏郎君。

〔9番 新木敏郎君発言〕

○9番（新木敏郎君） 通告に基づいて質問いたします。

本村のマイナンバーカードの交付状況について、お尋ねします。

マイナンバーカードは、本人確認書類や健康保険証として使えるほか、新型コロナウイルス接種証明書の電子交付に使用できたり、オンラインで行政手続きができたりするなど、幾つものメリットがあります。メリットは国民だけではなく、自治体にとっても業務の効率化や合理化、省力化を図ることができるなど、多くの利点をもたらします。

一方、政府は普及に向けて様々な方策を実施していますが、なかなか思うように交付率は伸びず、総務省のデータによれば、全国の交付率は本年10月末時点で51.1%にとどまっています。同様に、群馬県全体でも交付率は44.6%と低迷し、全国47都道府県での順位は44位、下から数えて3番目と全く振るわない状況です。全国的に伸び悩んでいる面は、主に安全性や手続の複雑さで、デジタル庁が今年夏に実施したアンケートでは、情報の流出が怖いからが32.9%、申請方法が面倒だからが31.5%だったそうです。

そこで、本村での交付状況はどのようになっているか、お尋ねします。

まず、本村における普及率と年代別の交付数はどのような状況になっているでしょうか。また、それを群馬県内の市町村と比較した場合、本村はどのような位置にあるか、お尋ねします。

それともう1点、15歳未満の子供の申請についてです。15歳未満の場合は市町村によって対応が異なるようですが、本村の場合はどのような取扱いになっているか、お尋ねします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 新木敏郎議員の一般質問にお答えを申し上げます。

マイナンバーカードについて、「令和5年3月末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」という政府の方針の下、各市町村は普及に向けた啓発活動を行っております。

新木議員のご指摘のとおり、10月末時点の全国の交付率は51.1%、群馬県の交付率は44.6%で、全国45位という非常に厳しい状況であります。

川場村における交付状況は、10月末時点で人口3,181人に対し、マイナンバーカードの交付を受けた方は1,413人で、交付率は44.4%で今年3月末から6.7ポイント増加いたしました。

川場村の年代別交付状況ですが、40代から60代は5割以上の方が交付を受けられておりますが、80歳以上の方は2割強と交付が伸び悩んでいるところでございます。また、10歳未満及び10代の交付は4割弱となっております。この結果は、全国の年代別交付率と似ておりますが、農山村地域であるため、マイナンバーカードの必要性というところで高齢者の関心度の低さが表れていると思われれます。

県内35市町村で比較いたしますと、本村の交付率は17番目と中間に位置しており、まだまだ普

及に向けた啓発活動が必要と感じております。

川場村では、政府が掲げるマイナンバーカードの普及促進に係る対応策強化にのっとり、今年度から申請時に本人確認及び暗証番号を設定することで、郵便でマイナンバーカード交付を可能とする申請時来庁方式を取り入れ、申請を希望されるお宅を訪問し、申請手続を行うと役場へ出向くことなく交付できる工夫をすることで、高齢者の申請促進に努めております。

また、マイナンバー交付事務費補助金を活用し、申請者に対して商品券を配布するなど、地域経済活性化に努めているところでございます。

そのほか、村内の企業やサービス付き高齢者住宅にも出張申請を調整しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるなどの理由から受入れが非常に困難な状況であります。

最も普及が滞っている80代の対象者については、12月に行われるワクチン接種会場に申請窓口を設ける取組のほか、引き続き自宅訪問や老人クラブと協議を行い、普及促進に努めてまいります。

ご心配いただきました15歳未満の対象者ですが、過日行われた川場村文化祭で申請所を開設いたしましたところ、約30名申請されたうち、5名の子供たちが保護者の方と申請をされました。

15歳未満の申請については法定代理人である親権者による申請は可能ですが、現在までの状況は対象となる子供と親と一緒に来庁する状況であり、特別な理由が生じた際には、当該事務処理要領にのっとり、状況に応じて対処していきたいと考えております。

10歳未満及び10歳代の申請が少ない要因としては、その保護者である親が働き盛りの20代から30代の方と思われ、仕事を終えてから申請したくても役場が開いていないことが要因の一つと思われれます。現在、申請をされていない方を対象に、総務省からQRコード付き交付申請書が送付されておりますので、スマートフォンを使って申請ができますので、ご活用いただくのがよろしいかと思っております。

とはいえ、先ほど申し上げましたとおり4割弱の交付にとどまっていることから、現在、小中学校の授業参観日に合わせた出張申請を計画し、学校と調整をさせていただいているところであります。

議員各位におかれましては、今後の村の取組について、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、新木議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（角田文雄君） 9番新木議員。

〔9番 新木敏郎君発言〕

○9番（新木敏郎君） 昨日の新聞などで、マイナンバーカードの交付状況が報道されておりました。それによると、11月27日時点での全国合計は10月末の51.1%から2.4ポイントアップし、53.5%とのことでした。もう恐らく多くの自治体が大同小異の率でアップしているものと推測しますが、これに関しては大きな影響はないと考え、私が調べた11月中旬時点での状況で話を進めさせていただきます。

先ほどの答弁で、本村の交付率は全体で44.4%とのことでした。ほぼこの数値は群馬県全体の

交付率と同じです。また、17位という順位も、35市町村という中で捉えれば、県内では平均的と思われるので、及第点と言ってもよろしいかと思えます。ただ、群馬県自体が全国44位にとどまっていますので、やはり川場村としてももう少し頑張っていたらいいかと思えます。

また、年代別の交付率について、10代、40%台、40代、50代、60代は50%台、80代がちょっと落ちて数字が低くなっていますが、これは年代によって意識の違いですとか、環境の違いですとか、そういったこともありますのでやむを得ないかと思えますが、低い年代に対してはなるべく努力してほしいと思えます。

先ほど申し上げましたように、交付数が伸びない大きな原因は、個人情報の漏えいや他人による悪用の心配などで、カードには名前や住所、生年月日、性別のほか顔写真も表示されるので、紛失したり盗難に遭ったりした場合には悪用されることは全くないとは言えませんが、診療情報や年金、納税関係の情報などが漏れることはないということを村民によく知ってもらう必要があると思えます。

また、政府は令和6年秋には現在の健康保険証を廃止して、マイナ保険証に切り替えたい。時期は確定していないものの、マイナンバーカードと運転免許証を一体化する計画も進めています。カードの安全性やメリットについて、広報かわばだけでなく、何か別の方策を講じて周知徹底すべきと思えますが、この点についてどうお考えでしょうか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 質問にお答えをいたします。

まず、カードの安全性についてでございますが、マイナンバーカードの安全性については、顔写真があることから対面での悪用は困難でありまして、カードに内蔵されたICチップには税や年金などの個人情報は記録をされておられません。しがたしまして、仮にマイナンバーカードを見られても、暗証番号が設定されていることから、個人情報が盗まれる心配はございません。ただし、免許証と同様に氏名や住所、生年月日等はカード上に記載されているため、落としたり紛失をすることのないよう、おのおのが注意をしていただく必要性はあると思えます。

また、メリットについては総務省のホームページに幾つか掲載されておりますが、利根沼田地域においてはマイナンバーカードを保険証として認識できる端末を持つ医療機関も少なく、実際に利用できる機能としては本人確認類ぐらいしか今のところはございません。逆を言えば、これから政府が提唱するメリットのほか、活用方法が増えることも考えられますので、その際には広報かわばや回覧板等で周知をしていきたいと思っております。

ご指摘のように、群馬県も47都道府県で最下位に近いところではございまして、川場村においては35市町村で17番、真ん中ぐらいであります。10月以降職員が家庭訪問をしたり、先ほど申しましたようにこれからワクチン接種会場での申請、またいろいろな方法を使って、10代以下の申請をこれから強化してまいりたいということでもありますので、来年3月まで猶予期間がございすけれ

ども、しっかりと対応をして向上していくように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（角田文雄君） 新木議員。

〔9番 新木敏郎君発言〕

○9番（新木敏郎君） 大変前向きに一生懸命検討していただけるようなので、期待したいと思います。

なお、本村にはコンビニがないために軽視されるかもしれませんが、住民票の写しや印鑑証明などを発行できるコンビニ交付という制度もご存じのようにあります。本村ではまだ対応していませんが、他の市町村のコンビニも利用できたり、時間帯も早朝から深夜まで対応したりする便利な制度です。広報活動と併せて導入を検討していただくよう要望し、マイナンバーカードについての質問を終わります。

次の質問にうつります。2番目の質問です。

外山村長の今後の村政運営と、令和5年春の統一地方選に際してのご自身の対応について、お尋ねいたします。

外山村長は2期目の村長選挙立候補に当たり、安心して産み・育て・働ける環境整備を進め、全村民幸福の村を目指すというスローガンを掲げ、選挙公約として、外山京太郎新たなビジョンというテーマを題に、1期目4年間の実績を基に、新たなビジョンによるむらづくりを実行しますと公言されました。第5目として掲げた政策は、川場村新拠点構想推進、川場村ふるさと人材育成構想推進、林業成長産業化推進、子育て環境の整備・高齢者生きがい対策の充実、そして世界へ向けて開かれた農山村を目指すの5項目です。

2期目の当選後は公約実現のため、これまで約3年半余りにわたり村政を積極的に進めてこられました。その中には、既に完成した武尊大橋や、役場庁舎の建て替えをメインとした新拠点構想のような進行中の大規模事業もあります。

村長は大変精力的に活動されておられますが、中には実行や実現の遅れなど、若干の懸念が生じている事業も存在します。川場村ふるさと人材育成構想推進の中心的役割である小中一貫型教育の推進、いわゆる小中一貫校ですが、この開校予定は令和7年4月となっています。その日まであと2年5か月です。また、世界に向けて開かれた農山村を目指すという構想の中にある、東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえ、米国スターバリー地区との交流を推進するという構想のように、新型コロナウイルスによる影響で宙に浮いたままのものなど、道半ばの構想もあります。

このような状況下で、令和5年4月には村長の任期満了を迎えることとなります。これまでを振り返りつつ、今後の村政運営やむらづくりに対してどのように取り組むか。そして、令和5年4月に執行される統一地方選に際して、村長ご自身はどのような対応をされるのか、お伺いします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 新木議員の一般質問にお答えを申し上げます。

平成31年4月の統一地方選挙において、村民皆様のご支援により2期目の村長選挙も無投票で当選をさせていただき、はや任期を迎えようとしております。むらづくりの公約は、新たなビジョンによるむらづくりを実行し、「安心して産み・育て・働ける」環境整備を進め、「全村民幸福」の村を掲げ、この3年7か月、村政推進に邁進をしております。

第1番目の公約は、川場村新拠点構想推進であります。その中で一番の事業は新庁舎建設ですが、村営上宿原土地改良事業の施行により建設用地を確保、財源も地方創生事業などにより手当をし、令和5年秋には庁舎完成と移転のめども立つところまで参りました。

第2番目は、川場ふるさと人材育成構想推進であります。その中心に据えている政策は小中一貫校ですが、小中一貫校構想は令和3年3月議会において全会一致にてご承認の決定をいただき、令和7年4月の開校に向けて精力的に各種調整を行っている状況でございます。

第3番目の林業成長産業推進では、利根沼田林業成長産業化モデル事業構想が林野庁より指定を受け、各種事業を展開しております。森林資源を高度活用するための低質材収集運搬システムの構築、路網整備による森林作業の効率化実践、皆伐・再生林の推進による獣害被害低減などです。

また、関連する事業として、森林譲与税を活用した森林経営管理システムの構築。地域産材利用の促進では、率先して新庁舎への村有林の木を主要構造材として活用しております。その他、緑の県民税による水源地域森林の公有化に取り組み、村営川場牧場を新設いたしました。竹林や里山の整備により、環境保全と有害鳥獣対策も進めております。

第4番目の子育て環境の整備・高齢者生きがい対策の充実、雇用の確保では、ニュータウン川場を造成、11区画を完売いたしまして、43名の新住民が生まれております。その他6棟の民間アパートも建設され、18名が入居されました。

雇用の場の確保では、民間企業による水製造工場新設、きのこセンターの建設、小水力発電所の建設等により、新たな雇用の場の確保に努めました。

高齢者の福祉対策では、高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者福祉の将来像を定め、各種事業を実践しているところであります。

第5番目の世界に向けて開かれた農山村を目指すでは、世田谷区との縁組協定をさらに深化させ、新たな交流を創造するため、区民健康村第5期事業計画を両自治体で策定いたしました。協働による自然環境の保護と循環型社会の構築を目指して、10年計画をスタートさせております。

コロナ禍もあり、外国との交流は思うようはかどっておりませんが、今後徐々に推進できればと考えております。

2期目の行政推進で大きな障害となりましたのは、令和元年12月末に中国湖南省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症が世界的に流行し、国内においても緊急事態宣言が発令をされ、

この2年半は感染防止対策に専念せざるを得ない状況となり、社会経済活動に大きな影響を与えたところであります。

本村では村民の理解によりワクチン接種や各種防疫対策は順調に実施され、村内外より村の取組を高く評価をいただきました。

引き続き感染防止対策には注意を払い、取組を続けていきたいと考えております。

人口減少や高齢化が進む中で農林業に従事する人材や労働力の確保は、この村を存続させるためにも大きな課題であります。若者や多くの方々が希望を持って生活できる環境を築くことが、一番大事であると思っております。そのためには、先ほど申し上げました公約を一つ一つ確実に成し遂げなければならないと考えております。

この3年7か月の間、公約実現のため鋭意努力を続けておりますが、まだまだ仕事が残っているのも事実でございます。任期も残っておりますので、最善の努力を続けていきたいと思っております。

最後に、来年4月の統一地方選挙に対する私の対応についてご回答を申し上げます。

私の今後の対応につきましては、本日後援会の幹部、婦人部長、青年部長が出席をいただいておりますが、改めて応援をいただいております後援会の皆様と十分に相談をいたしまして、しかるべき時期に態度を表明したいと考えております。

今後も引き続き議員各位のご協力とご支援をお願い申し上げます、新木敏郎議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田文雄君） 新木議員。

〔9番 新木敏郎君発言〕

○9番（新木敏郎君） 外山村長は情報発信力が強く、決断や実行のスピードが速いと私は思っています。村長が胸を張って、今後の多岐にわたるむらづくりに取り組んでいく意思を示されたことについて、ひとまず安堵いたしました。また、来年の統一地方選については、現段階では進退を明言されませんでしたでしたが、意欲的に臨まれることをご期待申し上げる次第です。

最後に1点、今後のむらづくりに大きく関係する人材育成についてお尋ねします。公約の中でも大きな柱となっている林業成長産業化事業推進ですが、林業に対しては専門的な技術や知識が必要であり、移住者、新卒者が即戦力になるのは難しいと思います。早い時期からの人材育成が必要になるのではないのでしょうか。林業に関しての人材の育成については、森林組合や民間の林業関係企業を活用するなどの方法もあるのではないかと思います。こういったことも含めて何か考えをお持ちでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えを申し上げます。

川場村の森林につきましては86%が森林でございますので、やはりこういった森林を活用しながら

ら、そして川場村の最大の資源である環境を守らなければならないということでございます。ご指摘のように人材育成は今日すぐになり得るものではございません。そういう中で、いろいろな形を取って、地域おこし協力隊等々活用しながら人材育成をしなければなりません。ご指摘のように森林組合、また一般企業等々もございますが、そういう中で今現在林業においても若い人材が参入する状況になっております。これは国産材の見直し等々でございますが、先ほど述べましたように、役場庁舎建設におきましてもそういう利用をフルに活用いたしまして、木造建築等に計上をし、そして冷暖房におきましても50%チップボイラーによつての冷暖房を行うということでありまして、川場村ならではの政策に取り組んでいるところでありますので、今後も引き続き人材育成のためにあらゆる方策を練って、川場村の人口減少の一助になるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（角田文雄君） 新木議員。

〔9番 新木敏郎君発言〕

○9番（新木敏郎君） 村長の建設的で前向きな姿勢に対して、大いに期待するところであります。むらづくりに対する強い思いや考え方を聞いて安心すると同時に、ますます変動する社会の動きに対し、今後もぶれない実行力とさらなる飛躍を期待して、質問を終わります。

○議長（角田文雄君） 以上で、9番新木敏郎君の質問は終わりました。

次に、7番星野孝之君。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 7番星野孝之です。通告に従いまして、本日は2点質問させていただきます。

本年8月20日に開催された、世田谷区・川場村縁組協定40周年記念イベントの一つに、シンガーソングライターのノエさんをお招きして、ジャズコンサートがありました。スカイランタンの打ち上げと共に行われたコンサートは、川場村の夜空を幻想的に包み、川場村発展というみんなの思いを結んだすばらしいフィナーレでした。

続いて、10月16日の夕暮れには、農村にジャズが響きました。門前の吉祥寺でのコンサートで、桐生市出身で、ニューヨークを拠点に活躍するジャズピアニスト山中千尋さんのコンサートでした。本堂をスタジオに利用するという奇抜な発想で、ジャズとお寺の融合は川場村にはなかった新しい空間を創り上げていました。その中で、川場小金管バンド川場キッズと山中千尋さんの共演も実現しています。山中さんによると、米国ではジャズコンサートの前に子供が演奏に参加するワークショップがよくあるそうです。コンサートでプロのミュージシャンと演奏することは、1回でもその後であらゆる面でプラスになる教育そのものだと感じました。これは村に刺激を与え、新しい川場の文化や地域振興のきっかけにもなります。

芽吹き始めた「J a z zが流れる川場村」という文化創造に、今後村や新しい教育現場を模索している当局が考えられる取組や展望があればお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 星野孝之議員の一般質問にお答えを申し上げます。

本年8月20日に世田谷区と川場村の縁組協定締結40周年を記念するイベントを開催した際に、村民の方のつながりでお声がけをいただき、短時間ではありましたが、ジャズコンサートが開催されました。シンガーソングライターのノエさんの歌声とギター、キーボードのお2人の演奏がスカイランランの明かりとコラボして幻想的なひとときを演出し、雨の中参加をしてくれた村民の方を喜ばせてくれました。

これがご縁となり、10月16日には、同じ音楽事務所の主催によるコンサートが門前吉祥寺におきまして開催されました。群馬県出身で世界的に活躍をされているジャズピアニストの山中千尋さんが出演されるとあって、村内外からたくさんの方が集まり、お寺の本堂という荘厳な空間で奏でられる一流のアーティストの演奏を堪能いたしました。観客数につきましては当初200名程度を予定しておりましたところ、当日は350名ほどの方が集まったとお聞きしております。

コンサートの後半では、川場小学校のマーチングバンド川場キッズとの共演もあり、また事前のリハーサルでは直接的な指導もいただいたとのことで、川場キッズの子供たちにとっては大変貴重で、思い出深い経験になったことと思います。

また、本堂をコンサート会場として提供された吉祥寺様のご英断には、心より敬意を表する次第であります。

さて、ジャズを生かしたむらづくりということですが、ジャズに限定することに関しましては、ジャズに関するもともとの音楽的なつながりや土壌、あるいは将来的な浸透性というものを考えますと、今後の展望ということではすぐには判断できないと考えております。

一方で、音楽を通じての文化的な活動を活性化させることは、村民が音楽に精通し、参加する機会を増やしたり、総体的には「音楽のある村」として文化力向上にもつながり、さらには村の格である村格の向上にもつながるものと考えております。

また、そのことは例えば夏休み返上で練習に励み、毎年全国大会で入賞を果たしている川場キッズに参加し、演奏技術を身につけた子供たちの将来の活躍や活動の機会、あるいは参加する機会を増やしていくことにもつながります。

音楽イベントとして考えますと、寺社仏閣を会場にしたコンサートや地名を冠した野外コンサートなどは、規模の大小も含め各地で開催され、話題性を持ったり、地域振興に生かされているケースもあります。今回吉祥寺を会場に開催したように、発想の転換により、村内の施設や景観を生かした川場村ならではのコンサートイベントが開催できるのであれば、特色ある村づくりへつながる可能性を含んでいるものと考えております。

いずれにいたしましても、今年開催されました2度のジャズコンサートは、村民の方や村内の事業

所の皆様のご尽力により誘致、開催されました。村民の皆様主導によるこういった働きは、行政が及ばぬスピード感や機動力、影響力を持っております。村といたしましては、村民皆様からの発想や行動力に今後ともご期待申し上げますとともに、村としてできる限りの協力はいたす所存でございます。

取組や展望については、具体的にこの場で申し上げることはできませんが、音楽の振興も村の活力につながる一つのツールとなることは疑う余地のないことでもありますので、今後に向けて取り組み方を模索していきたいと考えますので、議員各位におかれましても、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、星野議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 前向きなご答弁ありがとうございました。

ちょっと再質問させていただきます。

確かにジャズに限定する必要はないんですけども、音楽のある村というのは非常に有効な村という一つの手法と思います。そして、今までにある建物をうまく利用してですね、発想の転換によって文化を創造していくというのも非常に重要なテーマだと考えております。

その中で、ちょっと教育長にご質問したいんですけども、金管バンドがプロのミュージシャンとセッションするというのはかなり貴重な経験ですよ。それは新しい小中一貫校のヒントにもなるし、これから後で中学校の跡地利用にも、そして生涯教育や社会教育にもつながるような音楽の振興というのを、これから川場村では考えていかなければならないんじゃないかなと考えておりますが、教育長はどのようなお考えで吉祥寺のコンサートをご覧になったか、お聞かせいただけますか。

○議長（角田文雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 教育長より、星野議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

川場キッズの活躍につきましては、先ほど村長の答弁にもありましたように、今年全国大会で銀賞を獲得しました。32チーム全国大会に出場した中で、村立は川場村の川場キッズだけでありました。その活躍については大変村を挙げて喜びたいところでございます。また、この子供たちが将来どういうふうに音楽を楽しんでいってくれるのかということにつきましては、非常に興味を持っているところでありますが、ただ残念ながら、今現時点で中学校に進んだときに中学校で音楽部というのがありません。今後小中一貫校になったときに、その可能性についてはぜひ小中新たな義務教育学校として、全く新たな学校となりますので、中学校に進んだときに金管バンドで習得した技術を何かこう生かすような場が設けられないかということは検討していきたいというふうに考えております。ただ、子供たちの数がだんだん少なくなっておりますので、運動部を含めた部活動をどういう再編をしていくかという流れの中で検討し、もし可能であれば、運動部とは別に文化部として、音楽部ができるようであれば望ましいと思っておりますが、今後の大きな課題と考えております。

またもう1点、過去に金管バンドで、川場キッズで活躍した方々が成人になって、そして川場に戻って来られたときに、ちょっと昔のように楽器に触って、音楽を楽しみたいなという方々が何人かいるというようなお話はこれまで聞いております。その方々の声を集めてですね、いわゆる社会教育の一環として、大人も楽器を演奏しながら音楽を生涯楽しんでいけるという、そういう社会教育の充実につながればいいなとそんなふうを考えていますので、そのときに中学校の跡地利用の中でですね、そういったことも検討の材料にもなるかと思いますが、まだ具体的に頭の中にあるわけではございません。

以上でございます。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 教育長、すみません。ありがとうございます。貴重なご意見いただきました。今後のむらづくりに参考にさせていただきたいと思います。

これはジャズという切り口で始まったばかりの音楽によるむらづくりなんですけれども、本当に芽吹き、始まったばかりですので、また村民からどんどんいろいろな提案が村当局にあると思いますので、ぜひご検討を前向きにお願いしたいと思います。

1つ目の質問は、以上で終わりにさせていただきます。

2つ目の質問に移らせていただきます。

川場村の「持続可能な農業」実現についてであります。

本村は、農業プラス観光を農業政策の基本理念に数々の政策を実行し、農業所得向上やブランド化へ挑戦し、一定の効果を出してきました。しかし、将来を見据えると、緊迫する世界情勢や長引くコロナ禍、そして化学肥料の三大要素、リンとカリウム、輸入に頼っている日本で、その肥料や飼料、燃料等の高騰等により農業経営は一層不安定感の様相を呈しています。本村の持続可能な農業として、特に今後4年間は農村生活も含め、大変重要な時期であると考えます。農業従事者の高齢化や担い手不足、農村の活力が減退し、離農や耕作放棄地、専従者の身体的、精神的負担増が懸念されます。また、SDGsの側面や、緑の食料システム戦略に掲げる温室効果ガス、CO<sub>2</sub>の排出削減、農薬や化学肥料の低減の必要に合わせた農業政策の推進も、具体的に検討すべき時期であると考えます。

そこで質問です。国による緊急対策、肥料価格高騰対策ですが、措置されたものの農家を取り巻く環境は依然厳しい状況です。自治体が地方創生臨時交付金を活用し、独自に農家支援を行う事例も見受けられます。今後、村独自の生産資材高騰支援策の考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

また、持続可能な農業の実現に向けての今後の村の取組についても、お伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 星野孝之議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問の川場村独自の生産資材高騰支援等についてですが、川場村の農家、非農家問わず、村民の方々が原油価格、物価高騰に苦しんでおられる事情に鑑み、地方創生臨時交付金を活用して、10月に川場村共通商品券を全世帯全員に配布をさせていただきました。これは村民1人当たり1万2,000円分であります。ただし、JAスタンドで使うことができなかつたこととお聞きをしておりますので、農業用機械並びに車両の燃料費等にあてがえなかつたことは、大変申し訳なく思っております。

ほかに、同じく地方創生臨時交付金を活用して、川場村特別定額給付金の給付を実施しております。給付対象者1人につき5,000円の現金を、世帯主名義の銀行口座に世帯員全員分入金するものであります。円安の影響、ウクライナ情勢の悪化など、今後も厳しい原油、物価等の高騰が懸念されると思われませんが、村といたしましては、引き続き基幹産業でございます農業経営をはじめ、村民の皆様のご生活を支えるべく支援策を打ち出していきたくと考えております。

次に、持続可能な農業の実現に向けての村の取組でございますが、川場村でも日本全国と同様に少子高齢化問題に直面し、高齢による離農により耕作放棄地が発生する事態は何としても避けなければならないと考えております。

稲作につきましては、株式会社雪ほたかが大変頑張っており、作業受託も増え、川場村ライスセンターの取り扱う量も過去最高の5,933俵となりました。雪ほたかが稲作の担い手として、受皿として期待をされているあかしでもあります。

畑につきましては、コンニャクの栽培を筆頭に担い手への集積が進んでおります。村営上宿原土地改良事業も担い手への集積集約政策の一環でございます。リンゴ、酪農につきましては、担い手へのバトンタッチがうまく進んでいると思います。しかしながら、用排水路の老朽化による取水等における農村整備上のインフラ問題、後継者不在等により経営継承が困難なため、廃業の危機に瀕している農家の存在、担い手への耕作面積が過度に集中することにより、労働力不足・過重労働等、懸念される案件も承知をしております。これらの問題につきましては、活用可能で有効性のある国、県等の補助事業の活用を視野に入れつつ、村で解決できるよう施策を検討してまいりたいと思います。

また、農家による新しいチャレンジを応援していきたいと思っております。例えば、ゆうだい21の試験栽培を試みた結果、昨年の米・食味分析鑑定コンクールの国際総合部門で金賞を受賞することができました。

酪農産業につきましては、川場田園プラザ内において、飲むヨーグルト、プレミアムヨーグルト、チーズ工房で製造されたフレッシュチーズ、または牧場独自でアイスクリーム販売、リンゴ農家、コンニャク農家も独自で加工品を製造販売、店舗経営するなど、六次産業のトップランナーとして頑張っております。村も後押しをしていかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、未来を見据えて今対応しなければならないことはまず何か、しっかり精

査し、有効性のある施策を講じていくことが、川場村の農業を元気にして、未来へと持続をしていくものとする次第であります。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、星野議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） ご答弁ありがとうございました。

やはり村当局も、農業の現場ではかなり問題があるという認識をさせていただいているというふうには受け止めました。

生産資材高騰対策で国が準備したのが前年の肥料の高騰価格の70%を補填しますという支援策なんですけれども、これいつまで続くかも分かりませんし、先も全然見えませんよね。やはり村独自のもの、あらゆるものを想定して考えていかなければならないと。やはり支援は絶対必要だと思うんです。

もう10年以上前からずっと行っている、たい肥の購入助成事業というのが村にはあるんですけれども、これ大体前年このぐらいだったから、今年も来年度予算取りましようという予算措置だったんですが、もうこれだけ緊急対策が必要になった場合に、そのたい肥の助成金の仕組みですね。仕組みをこの生産資材高騰対策という名目に代えて、ブラッシュアップして、制度を組み替えるというのも新年度以降必要なのではないかと思いますが、村長ご意見いかがでしょうか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ご指摘の酪農家のたい肥支援であります。ご案内のように化学肥料が非常に高騰しているという中で、今後川場としては有機農業に転換をしていかなければならないという中で、非常にそのたい肥というのは有効に使用できるということでございますので、今後、今新年度予算等作成しているところでございますので、そういった需要を鑑み、令和5年度の新年度予算に組み入れていけばと考えています。

以上です。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） ありがとうございます。

もう一つ質問させてください。

持続可能な農業というあれなんですけれども、これから先担い手不足、人材不足というのが、足りなくなるという懸念を村長もお持ちなんですけれども、やはり田園プラザファーマーズマーケットに並ぶ野菜を出荷してくれる方の人数も、どんどんどんどん減っていく時代になると。そういうことも

考えたり、米は米、コンニャクはコンニャク、リンゴはリンゴという形で、縦割りで物事を考えていると、これからの川場村の農業の未来はないんじゃないかと。ちょっと横断的に将来に向けて、作物や事業を隔たることなくですね、壁を取っ払って、総合的に戦略的に将来の川場村の農業のシステムを考えていかなければならないというのが、次の4年間だと私は非常に思っているんですけども、それで、村当局とあと村民、事業者を交えて、戦略会議的なものを創ってですね、議論をこの4年間集中していきたいと思うんですけども、村長いかがでしょうか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 質問にお答えをいたします。

ご指摘のようにですね、やはりこれからの農業にとってはですね、農家の後継者が農業をするというようなものでなく、農業をしない人でも、また村外等々の人も農業に興味を持って、農業をやりたいというような人が増えてくるかなというところでもあります。リンゴ農家にいたしましても、世田谷で生まれ育ち、小学校5年で来た川場村に憧れですね、大学を卒業して、今リンゴ農家に土地を借り、木を借り、そしてリンゴ経営をやっている人もいるということでありまして、また、酪農についてもですね、離農する酪農家の後を継いでですね、村外から酪農に携わっている人もいますのでございますので、村には農団連という組織が、しっかりと組織がありますので、そういったところを横断的に、やはりいろいろな生産者が抱える問題を中心として、そこに村が加わって、川場村の将来の農業プラス観光、これをやはり継続していくためにもいろいろな形で相談をし、しっかりと体制を整えてやっていく覚悟は持っておりますが、いかんせん先ほど申しましたように、4年という任期が間もなく終わるところでありますので、いろいろな形で皆様に相談を申し上げながら、また考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 村長、ありがとうございました。

ぜひですね、次の4年間で何とか川場村の農業システムを持続可能にできるように構築していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（角田文雄君） これで一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。10時20分まで。

午前10時06分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（角田文雄君） 会議を再開いたします。

---

◎日程第6 議案第53号 川場村議会議員及び川場村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第6、議案第53号 川場村議会議員及び川場村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第53号 川場村議会議員及び川場村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。

選挙運動用自動車の使用に対し支払うべき金額、選挙運動用自動車に供給した燃料代、選挙運動用のビラの作成単価及び選挙運動用ポスターの作成単価の公費負担額がそれぞれ増額となっております。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第53号 川場村議会議員及び川場村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第7、議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき特別職の国家公務員の期末手当の改定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、第1条では、議会の議員の期末手当の支給割合を、年間0.1か月分引き上げるものであります。

適用は令和4年12月1日からとし、第2条では、令和5年度からは、6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の220とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第8、議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

る条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき特別職の国家公務員の期末手当の改定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、第1条では、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を、年間0.1か月分引き上げるものであります。

適用は令和4年12月1日からとし、第2条では、令和5年度からは、6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の220とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第9 議案第56号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第9、議案第56号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第56号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき一般職の国家公務員の月例給及び勤勉手当の改定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、初任給・二十歳代半ばに重点を置き、行政職給料表を改正し、若年層の俸給月額を4月に遡って引き上げるものであります。

また、勤勉手当の支給割合を年間0.1か月引き上げるものであります。

適用は令和4年12月1日からとし、第2条では、令和5年度からは、6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の100とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第56号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第57号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第10、議案第57号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第57号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき一般職の国家公務員の給料月額の設定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた応じた改定を行い、本村一般職に準じた行政職給料表を使用する会計年度任用職員についても改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

適用は令和4年4月1日からとなります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第57号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第11 議案第58号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（角田文雄君） 日程第11、議案第58号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第58号 川場村第1号会計年度任用

職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき一般職の国家公務員の給料月額の設定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた応じた改定を行い、本村一般職に準じた行政職給料表を使用する会計年度任用職員についても改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

適用は令和4年4月1日からとなります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第58号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第59号 川場村個人情報保護法施行条例について

○議長（角田文雄君） 日程第12、議案第59号 川場村個人情報保護法施行条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第59号 川場村個人情報保護法施行条例について、提案説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定による、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、川場村個人情報保護法施行条例を制定するものであります。

社会全体でデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、地方公共団体ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違がデータ流通の支障となっていることから、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第59号 川場村個人情報保護法施行条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第60号 川場村情報公開・個人情報保護審査会条例について

○議長（角田文雄君） 日程第13、議案第50号 川場村情報公開・個人情報保護審査会条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第60号 川場村情報公開・個人情報保護審査会条例について、提案説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定による、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、川場村情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものであります。

既に、川場村情報公開条例第16条で川場村情報公開・個人情報保護審査会は設置されておりますが、個人情報の保護に関する法律の改定に伴い、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、川場村情報公開・個人情報保護審査会条例を整備するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたしま

す。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第60号 川場村情報公開・個人情報保護審査会条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第61号 川場村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第14、議案第61号 川場村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第61号 川場村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定による、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、川場村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正するものであります。

条例中、川場村個人情報保護条例を引用しているものを、個人情報の保護に関する法律に改めるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第61号 川場村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第15 議案第62号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（角田文雄君） 日程第15、議案第62号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第62号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第5号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,343万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,298万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税4,295万7,000円、国庫支出金24万6,000円、県支出金22万7,000円、寄附金1,000万円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、歳出の主なものについて説明をいたします。

まず、各款において、人事院勧告に基づき、勤勉手当等が増額となっております。ここでは人件費以外のものについてご説明をいたします。

第2款総務費は、2,650万3,000円を追加計上いたしました。電気料300万円、相続財産管理人経費72万円、基金積立金1,000万円、ふるさと納税特典経費300万円、防災備蓄倉庫管理業務委託料330万円等であります。

第3款民生費は、401万9,000円を追加計上いたしました。令和3年度事業費の確定による補助金等の返還金、物価高騰対策補助金60万3,000円等であります。

第4款衛生費は、350万円を追加計上いたしました。可燃ごみ用袋代62万円、ごみ袋取扱手数料39万6,000円、一部事務組合負担金176万4,000円等であります。

第6款農林水産業費は、98万5,000円を追加計上いたしました。川場村鳥獣害対策協議会補

助金23万9,000円等であります。

第7款商工費は、77万4,000円を追加計上いたしました。防災道の駅防災備品購入費17万3,000円等であります。

第8款土木費は、751万3,000円を追加計上いたしました。舗装補修等工事請負費738万5,000円等であります。

第10款教育費は、1,010万2,000円を追加計上いたしました。小学校電気料420万円、中学校電気料250万円、文化会館電気料156万円、給食賄材料費46万3,000円等であります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、令和4年度川場村一般会計補正予算（第5号）の細部説明をいたします。

令和4年度川場村一般会計補正予算（第5号）では、歳入歳出それぞれ5,343万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,298万9,000円とするものです。

5ページをご覧ください。

5ページでは、歳入歳出予算事項別明細書となっております。

まず、歳入になります。

補正前の額42億2,955万9,000円、補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は5,343万円で、歳入合計を42億8,298万9,000円とするものです。

続いて、6ページをご覧ください。

歳出になります。

補正前の額42億2,955万9,000円、補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は5,340万円で、歳出合計は42億8,298万9,000円となります。

補正予算額の財源内訳として、国県支出金47万3,000円、その他1,000万円、一般財源4,295万7,000円となります。

7ページをご覧ください。

歳入の詳細説明となります。

10款1項1目地方交付税4,295万7,000円を追加いたしました。

14款2項2目保育士等処遇改善臨時特例交付金32万4,000円、これはかわば森のこども園

への人件費としての補助金となります。

続きまして、8ページをご覧ください。

15款2項4目県農地集積・集約化対策事業費補助金及び農用地利用集積促進事業補助金、合わせて9万1,000円となりますが、これは対象面積が増えたことによる増額となっております。

15款3項1目参議院議員通常選挙費委託金が34万9,000円の増加、県議会議員選挙費委託金が21万3,000円減額となっております。

17款1項2目ふるさと寄附金が1,000万円計上されておりますが、これはふるさと納税が1,000万円増える見込みとなっております。

続いて、9ページになります。

歳出の詳細説明になります。

各項で人件費の補正がありますが、人事院勧告に伴うものが多いので、ここでの説明は割愛させていただきます。

2款1項1目の7節報償費、新年を祝う会賞品代10万円、これは1月7日に予定されております新年祝賀式の抽選会の賞品代となります。

続いて、10ページをご覧ください。

3目財産管理費10の需用費、電気料300万円となっておりますが、これは電気料金の値上げに伴うものとなっております。

11役務費、この中で車両購入諸費用45万5,000円、これにつきましては災害時救援可能車両を7台購入いたしますが、その登録料に係る諸経費となっております。

続いて、相続財産管理人選任申立手数料及び相続財産管理人予納金、合わせて72万円となりますが、これは姥堂地区の村道敷に絶家した、いわゆる絶えた家の方の土地がありまして、それを裁判にかけて村有、村名義にするための経費となっております。

続いて、村有自動車損害保険料が19万1,000円となっておりますが、これも先ほど申し上げました救援可能車両7台分の保険料となっております。

続いて、17備品購入費で車載用拡声器26万7,000円となっておりますが、これも先ほどの7台分のうちの2台に広報用の拡声器を取り付けるものでございます。

続いて、21補償補填及び賠償金、庁用車両代車損害賠償金30万円となっておりますが、これは役場庁用車と役場庁用車の車検に伴う代車が役場の駐車場で接触事故を起こしまして、役場の車両は保険で直るんですが、その借りた代車については保険が適用されないということから、30万円の修理費を賠償するものでございます。

続いて、24積立金ですが、その他積立金1,000万円、これはふるさと納税分の1,000万円をほたかの里基金に積み立てるものでございます。

続いて、4企画費になります。

その10の需用費300万円ですが、ふるさと納税特典経費が300万円ですが、これは1,000万円のふるさと納税の30%分を返礼品として予算措置するものでございます。

続いて、11役務費、上毛新聞企画特集掲載費55万円、これはふるさと納税関連を掲載する予定となっております。

続いて、11ページになります。

11目新拠点構想推進費の中の12委託料、防災備蓄倉庫等管理業務委託料330万円、これは設計委託料は既に予算措置されておりましたが、管理業務については予算措置されていなかったため、ここで予算措置させていただきました。

続いて、電気保安業務委託料が21万5,000円となっておりますが、これは新庁舎を建設するに当たりまして、設計段階からといいますか、現時点から電気保安業務業者を入れなければならないというところから、今回予算措置させていただきました。

続いて、13使用料及び賃借料ですが、JA倉庫借家料66万円、これは新庁舎建設用の木材をJAの倉庫に集積するためにJAから借りているものとなっております。

続いて、12ページをご覧ください。

12ページ、2款2項2目12委託料、固定資産税更新業務委託料106万7,000円となりますが、これにつきましては、国土調査によりまして筆が確定したために、ここで更新業務をするということでございます。

続いて、2款4項3目県会議員選挙費、備品購入費として3万2,000円ありますが、これは投票所の投票箱を購入するものとなっております。

続いて13ページに参りまして、村長選挙費及び村議会議員選挙費がございまして、その中に立候補事前説明会諸用紙印刷代というものがそれぞれ予算措置されておりますが、4月に予定されております統一選挙に向けて、今年度3月中に立候補者の説明会を開催しなければならないことから、ここで予算措置させていただきました。

続いて、14ページをご覧ください。

14ページ、3款2項1目児童措置費の中の22償還金利子及び割引料が合わせまして195万1,000円ありますが、これは令和3年度の事業費が確定したことによります返還金となっております。

続いて、15ページ一番上にあります保育士等処遇改善臨時特例事業、歳入のところでも申し上げましたが、森のこども園の職員の人件費の補助となります。

物価高騰対策補助金につきましては、60万3,000円予算のほうを充てさせていただきました。これは電気料、食材費等の高騰分をこども園に補助するものでございます。

続きまして、16ページ一番上をご覧ください。

健康増進計画調査委託料が14万3,000円予算措置されておりますが、当初この計画については悉皆調査といいますか、抽出調査でアンケートを行う予定でしたが、村民全体への調査を行うこと

から金額が増額となっております。

続いて、4款2項1目18負担金補助及び交付金の中の沼田氏外二箇村清掃施設組合負担金が176万4,000円となっておりますが、これにつきましては電気料の値上げ分といえますか、電気料が不足したことによりまして、川場村の電気料金の負担金がここに176万4,000円となっております。

続きまして、17ページ行きまして、6款1項3目農業振興費の中のその他補助金につきましては、歳入のところでも申し上げましたが、対象面積が増えたことによる増額となっております。

続いて、18ページをご覧ください。

7款1項2目観光費17備品購入費で、道の駅川場田園プラザ防災備品購入費17万3,000円となっておりますが、田園プラザが防災道の駅となっていることから、万が一災害が起きた場合にここが駐車場ですよということで立て看板といえますか、災害が起きたときに搬出して、ここが駐車場というのを明示するための看板を購入する費用となっております。

続いて、19ページになります。

8款2項1目道路維持費の中の工事請負費738万5,000円となっております。この内訳といたしましては、姥堂地区の残土置場がございますが、その残土置場を整地し、さらに支障木を伐採することに334万4,000円、また生品ポケットパークの植木の伐採及び手入れに204万円、そして道路維持費といたしまして200万円を計上してあります。それが内訳となります。

続いて、20ページになります。

10款2項1目ですが、小学校の電気料も値上げにより不足したことから、電気料420万円を追加計上しております。

続いて21ページになりまして、中学校でも同様に電気料の値上げにより予算が足りなくなったことから、250万円を追加しております。

その下の備品購入費として、管理備品購入費として56万1,000円ありますが、これは教師用のパソコンを3台購入するものとなっております。

続きまして、10款5項2目文化会館費の中でも同様に電気料が値上げにより足りなくなったことから、156万円を追加しております。

続いて、22ページになります。

1款6項2目給食費になりますが、給食賄材料費が46万3,000円となっておりますが、これも物価高騰によりまして食材費が足りなくなったことにより予算措置させていただきました。

以上となります。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出ともに一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

7 番星野議員。

〔7 番 星野孝之君発言〕

○7 番（星野孝之君） 質問させていただきます。

予算書の 11 ページ、11 目新拠点構想推進費の中にあります借家料の J A 倉庫なんですけれども、この場所と、先ほど木材を中に備蓄しておくという話だったんですけれども、契約内容について、期間等ですね、金額の詳細等を教えていただけますか。

○議長（角田文雄君） 副村長。

〔副村長 宮内実君発言〕

○副村長（宮内実君） 星野議員にお答え申し上げます。

場所につきましては、今現在役場の文化会館の前にあります農協倉庫ございますので、それでキャッシュコーナーがありまして、その脇にあるものが今現在農協が出荷に使っておりまして、その奥のほうにある、南北にある建物ですね。そのものが 1 棟でございまして、契約期間が 2 年間、取りあえず 1 年間 60 万円で、消費税入れまして 66 万円ということで、2 年契約でお借りしています。

そこに今、庁舎を使う建設予定のところ川場の材を使う、製材したものをその中に配分するというので、この春からお借りさせていただいています。

当面は 2 年間という格好になっております。その後につきましては、また農協のほうと相談させていただくんですが、農協のほうとしてはぜひ村のほうで購入していただきたいということになっておりますが、かなり単価も高くなっておりますので、当面はちょっと借家をお願いしたいと。できたら、村のほうで使い道があればですね、田園プラザのほうでも資材倉庫が足りなくなっておりますので、そっこのほうに併用させてくれないかというような話もありますので、その辺は今後、後々ご相談してやっていきたいなということです。

以上でございます。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7 番 星野孝之君発言〕

○7 番（星野孝之君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 62 号 令和 4 年度川場村一般会計補正予算（第 5 号）についての件を採決いた

します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎散 会

○議長（角田文雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、12月6日の会議は午前10時から本会議を開催しますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時06分散会